

邑楽町観光バス支援事業 Q&A【令和2年10月1日時点】
※変更となる場合があります。

Q1 「主として町内に住所を有する個人からなる任意団体」とはどのようなものなのか。

A1 法人格を持たない団体を指し、ボランティア団体、町内会・自治会、同窓会、サークルなどが該当になります。

Q2 団体の構成員は、全て邑楽町民でなければいけないのか。

A2 団体の過半数が邑楽町民であれば補助対象となります。申請書に名簿を添付していただきます。また申請は代表者が申請することになります。

Q3 会社で申請する場合、本店が町外で営業所が邑楽町である場合も補助対象者に該当になるのか。

A3 当該事業所に営業の実体があれば補助対象となります。

Q4 会社で申請する場合、旅行に参加する従業員が、すべて町外の者でも該当になるのか。

A4 法人として申請していただきますので、当該事業所が邑楽町にあり、かつ営業の実体がある限り補助対象となります。ただし、法人の設立や開設届を本町にしておらず、町民税の申告納付もしていない場合は、対象外となります。

Q5 遠足や社員研修は対象に含まれるのか。また、工場視察・社会科見学・部活動などの運行も対象になるのか。

A5 補助対象になります。

Q6 補助金の申請額の算定方式について教えてください。

A6 感染症対策を講じたうえで運行したバスの運行料金（消費税及び地方消費税を除く）と①と②それぞれの補助対象上限額のどちらか少ない方の金額の2分の1の額が補助金の申請額となります。

※補助申請額に千円未満の端数があるときは、切り捨てた額となります。

①日帰り旅行の場合には、バス1両につき、運行料金又は補助対象上限額10万円のどちらか少ない方の金額の2分の1に相当する額となります

②1泊2日以上の旅行の場合には、バス1両につき、運行料金又は補助対象上限20万円のどちらか少ない方の金額の2分の1に相当する額

(例) ① 日帰り旅行をする45人の団体の場合で、大型バス1両の運行料金が消費税抜き11万円だった。大型バス2台を利用する場合の申請額の計算。運行料

金と補助対象上限額のどちらか少ない方の金額を選択。この場合は 10 万円となります。大型バスを 2 台利用することから、 $10\text{ 万円} \times 2\text{ 台} = 20\text{ 万円}$ 。
20 万円の 2 分の 1 の額 10 万円が補助申請額となります。

(例) ② 1 泊 2 日の旅行をする 40 人の団体の場合で、大型バス 1 両の運行料金が消費税抜き 15 万円だった。大型バス 2 台を利用する場合の申請額の計算。
運行料金と補助対象上限額のどちらか少ない方の金額を選択。この場合は 15 万円となります。大型バスを 2 台利用することから、 $15\text{ 万円} \times 2\text{ 台} = 30\text{ 万円}$ 。
30 万円の 2 分の 1 の額 15 万円が補助申請額となります。

(例) ③ 日帰り旅行をする 22 人の団体の場合で、大型バス 1 両の運行料金が消費税抜き 8 万円だった。感染症対策を講じたとしても、大型バス 1 台で旅行ができる場合の申請額の計算。
運行料金と補助対象上限額のどちらか少ない方の金額を選択。この場合は 8 万円となります。大型バスを 1 台利用することから、 $8\text{ 万円} \times 1\text{ 台} = 8\text{ 万円}$ 。
8 万円の 2 分の 1 の額 4 万円が補助申請額となります。

Q 7 町外に本社を置くバス会社は対象とならないのか。

A 7 邑楽町内に営業所があり、かつ群馬県で登録されている車両を運行した場合に限り対象となります。

Q 8 補助対象経費に有料道路・駐車場代・乗務員宿泊代・バスガイド料・手数料等の費用は含まれるのか。

A 8 補助金の対象経費は一般貸切旅客自動車運送事業における「運賃・料金」のことを指します。そのため、有料道路代等の実費経費は対象となりません。

Q 9 当該制度は「Go To キャンペーン」との併用は可能か。

A 9 観光バス支援事業補助金については「Go To キャンペーン」をはじめとする他の宿泊助成制度との併用は可能です。ただし、補助事業の中には、他の補助事業との併用が不可としている場合がありますので、詳しくは併用を考えている補助事業の事務局にご確認ください。